21228	側条オリゼメートスタークル顆粒水和剤	東京都中央区日本橋一丁目19番１号　三井化学アグロ株式会社　代表取締役社長　谷和功
21229	ＢＡＳＦバサグラン粒剤（ナトリウム塩）	東京都港区六本木六丁目10番１号　ＢＡＳＦジャパン株式会社　代表取締役社長　ヨルグ・クリスチャン　シュテック
21231	ネコソギトップ	東京都荒川区東日暮里六丁目60番10号　レインボー薬品株式会社　代表取締役　滝口健一
21232	クサダウンフォルテ	東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号　北興産業株式会社　代表取締役社長　橋本哲芳
21233	グリホキング	東京都千代田区内幸町二丁目２番２号　インテック株式会社　代表取締役　安森正知

平成28年１月30日付けをもって再登録したもの

登録番号	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
20570	ベタナールフロアブル	東京都千代田区丸の内一丁目６番５号　バイエルクロップサイエンス株式会社　代表取締役　ハーラルト・プリンツ
20572	オリスターＡ	東京都中央区新川二丁目27番１号　住友化学株式会社　社長　十倉雅和
20573	ツヤトップ	茨城県稲敷市沼田2629番地１　株式会社アグリ総研　代表取締役　高橋善晴
20574	アミスター２０フロアブル	東京都中央区晴海一丁目８番10号　シンジェンタ　ジャパン株式会社　代表取締役社長　篠原聡明
20577	アミスター１０フロアブル	〃
20580	アミスターエイト	〃
20584	デラウスプリンスリンバー箱粒剤	東京都中央区新川二丁目27番１号　住友化学株式会社　社長　十倉雅和
23199	ホットコンビフロアブル	東京都中央区東日本橋一丁目１番５号　株式会社ＥＳ・ディー・エス　バイオテック　代表取締役社長　髙橋順一
23200	日産エコトップＰ乳剤	東京都千代田区神田錦町三丁目７番地１　日産化学工業株式会社　取締役社長　木下小次郎
23201	丸和エコトップＰ乳剤	東京都千代田区神田須田町二丁目５番２号　丸和バイオケミカル株式会社　代表取締役社長　井上進
23202	Ｄｒ．オリゼフェルテラグレータム粒剤	東京都中央区京橋二丁目４番16号　Meiji Seika ファルマ株式会社　代表取締役社長　小林大吉郎
23203	ホクコーＤｒ．オリゼフェルテラグレータム粒剤	東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　中島喜勝
23204	サイクルヒット箱粒剤	東京都中央区新川二丁目27番１号　住友化学株式会社　社長　十倉雅和
23205	フルターボ箱粒剤	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　小池好智
23206	スタウトダントツ顆粒水和剤	東京都中央区新川二丁目27番１号　住友化学株式会社　社長　十倉雅和
23207	ツインターボ顆粒水和剤	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　小池好智

平成28年１月31日付けをもって再登録したもの

登録番号	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
3848	蛇の目印粉状丹礬	東京都千代田区大手町一丁目１番２号　パンパシフィック・カッパー株式会社　代表取締役社長　西山佳宏
3883	三井硫酸銅（粉状）	東京都品川区大崎一丁目11番１号　三井金属鉱業株式会社　代表取締役社長　佃田貞雄
16255	ヨネポン水和剤	京都市南区唐橋芦辺町14番地　米澤化学株式会社　代表取締役社長　米澤泰一

２．農薬の種類

登録番号及び農薬の名称ごとの農薬の種類は、次のとおりである。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十一号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第六条の五第二号の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十八年三月二十二日　　農林水産大臣　森山　裕

平成27年11月１日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農　薬　の　種　類	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
2345	ＥＰＮ粉剤	日産ＥＰＮ粉剤１．５	東京都千代田区神田錦町三丁目７番地１　日産化学工業株式会社　取締役社長　木下小次郎

平成27年11月26日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農　薬　の　種　類	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
20049	チフルザミド粒剤	グレータム１キロ粒剤	東京都千代田区神田錦町三丁目７番地１　日産化学工業株式会社　取締役社長　木下小次郎

○経済産業省告示第五十九号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第四十六条及び第五十条第一号の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示（平成九年通商産業省告示第百二十一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月二十二日　　経済産業大臣　林　幹雄

第三条中「規則第四十六条第一号」を「規則第四十六条第一号イ」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条　削除

第五条中「規則第四十六条第四号」を「規則第四十六条第一号ニ」に改める。

第六条中「規則第四十六条第五号」を「規則第四十六条第一号ホ」に、同条第四号中「規則第四十六条第四号」を「規則第四十六条第一号ニ」に改める。

第七条中「緊急時対応」の下に「（次項に該当する場合を除く。）」を、「平成九年通商産業省告示第百二十二号」の下に「。次項において「保安業務告示」という。」を加え、同条の次に次の一項を加える。

２　規則第五十条第一号の規定により緊急時対応（認定対象消費者（第一号認定液化石油ガス販売事業者が液化石油ガスの販売契約を締結しているものに限る。以下この項において同じ。）が設置する燃焼器（その認定対象消費者が液化石油ガスを飲食物の調理のための燃料として業務の用に供する者以外の者である場合にあっては、ガス湯沸器、ガスふろがま及びガスストーブに係る燃焼器に限る。）の全てについて次の各号のいずれかに該当する場合であって、かつ、当該認定対象消費者に対する緊急時対応を行う場合に限る。）を行う保安機関は、当該保安業務を行う事業所から半径六十キロメートル以内の認定対象消費者に対する緊急時対応については、保安業務告示第二条第三号ロの要件に適合しているものとみなす。

一　当該燃焼器の設置されている認定対象消費者の部屋（以下この号において「自室」という。）又は屋内に排気筒を設置している場合における当該排気筒を設置している部屋（自室を除く。）の雰囲気空気中の一酸化炭素濃度（体積パーセント。以下この号において同じ。）を検知し警報する装置が設置され、かつ、当該装置が検知した一酸化炭素濃度が〇・〇三パーセントに達する以前に保安確保機器が自動的にガスの供給を停止する機能を有するものである場合

二　不完全燃焼する状態に至った場合に当該燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有するものである場合

三　屋外式のものである場合（当該燃焼器の排気筒が、屋内に設置する部分を有する場合を除く。）